

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 令和7年の年末調整

Q. 今年度の年末調整は、どのような点に注意が必要ですか？

A. 令和7年度の税制改正では、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われましたが、これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、年末調整などを行う場合には注意が必要です。

今年度の年末調整における留意点は、次のようなところです。

① 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容確認

令和7年12月1日から給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されることから、給与の支払を受ける者に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいはいか確認して、新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出してもらわなければなりません。

② 特定親族特別控除申告書の受理と内容確認

年末調整において、「特定親族特別控除」の適用を受けようとする者については、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を給与の支払者に提出してもらわなければなりません。

③ その他

基礎控除額や配偶者（特別）控除額が正しく記載されているか確認する必要があります。

★ 源泉控除対象親族

Q. 今年度の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書には、源泉控除対象親族が設けられているとか。どのような人が該当しますか？

A. これまで、扶養控除等申告書に記載することとなっていた「控除対象扶養親族」は、税制改正により令和8年分以後は、特定親族に該当する人のうち、合計所得金額が100万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することになりました。源泉控除対象親族とは、次の①又は②に該当する人をいいます。

① 控除対象扶養親族（注）

② 居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人

（注）控除対象扶養親族とは、居住者と生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます）で、合計所得

金額が58万円以下の人のうち、次のイ、ロのいずれかに該当する人をいいます。

イ. 居住者のうち年齢16歳以上の人

ロ. 非居住者のうち、①年齢16歳以上30歳未満の人、②年齢70歳以上の人、③年齢30歳以上70歳未満の人のうち「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」「障害者」又は「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」のいずれかに該当する人

★ 特定親族特別控除 子が非居住者の場合

Q. 子が非居住者の場合、特定親族特別控除を受けるには確認書類が必要になるとか。どのようなになっていますか？

A. 令和7年度税制改正で創設された「特定親族特別控除」について、非居住者である子が対象となる場合には、確認書類の提出が求められる点に注意が必要です。

特定親族特別控除は、19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の子などを対象とし、親が居住者であれば最大63万円から3万円の所得控除を受けられる制度です。特定親族は居住者に限られず、海外在住の子も要件を満たせば対象となります。

ただし、非居住者の場合は扶養控除と同様の対応が必要で、扶養控除等申告書の提出時に「親族関係書類」を、年末調整時には「送金関係書類」を提出しなければなりません。親族関係書類には戸籍の附票やパスポートの写し、外国政府が発行した出生証明書などが含まれます。送金関係書類は、生活費や教育費として送金した事実を示す金融機関の取引記録などです。

令和7年分の年末調整では制度の適用が12月以降となるため、原則として両方の書類提出が必要です。ただし、既に扶養控除で親族関係書類を提出している場合は、送金関係書類のみで足りるケースもあります。令和8年分以降は通常通り、申告書提出時に親族関係書類、年末調整時に送金関係書類を提出する流れとなります。

相 続 税

★ 相続税の税額控除

Q. 相続税を計算する際に受けられる税額控除には、どのようなものがありますか？

A. 相続税を計算する際に受けることができる税額控除には、次のものがあります。

① 配偶者の税額軽減(配偶者控除)

配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までは、配偶者に相続税がかかりません。ただし、この適用を受けるには、相続税の申告書を提出しなければなりません。

② 未成年者控除

相続人が18歳未満の方の場合は、18歳に達するまでの年数1年につき10万円が控除されます。

③ 障害者控除

相続人が障害者の場合は、85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障害者の場合は20万円)が控除されます。

④ 暦年課税に係る贈与税額控除

正味の遺産額に加算された「加算の対象となる暦年課税に係る贈与財産」の価額に対する

贈与税額が控除されます。

⑤相続時精算課税に係る贈与税額控除

遺産総額に加算された「相続時精算課税の適用を受ける贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。なお、控除しきれない金額がある場合には、申告をすることにより還付を受けることができます。

★ 相続の限定承認

Q. 父が亡くなりましたが、知らないところでたくさん借金を作っていたようです。財産の範囲で借金を引き継ぐという限定承認という制度があるそうですが、どのような内容ですか？

A. 民法では、相続があった場合、相続人は**その開始があったことを知った時から3か月以内に**、単純承認、限定承認、又は相続放棄のいずれかを選択しなければなりません。

限定承認とは、相続人が相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務を弁済することを留保して承認することです。

限定承認は、**相続人全員が限定承認した場合に限り**認められます。

限定承認をするには、

- ① 原則として3か月以内に財産目録を調製し、
- ② 家庭裁判所に提出し、
- ③ 限定承認する旨を申述しなければなりません。
- ④ そして、限定承認をしたこと及び債権者への請求の申出をすべき旨等を官報で2か月以上公告しなければなりません。

なお、**限定承認の申述をすると、後で取り消すことができません**ので、よく検討する必要があります。

また、限定承認をした場合において、譲渡所得の対象になる資産を相続した場合は、みなし譲渡所得が発生することにも注意が必要です。

★ 相続放棄

Q. 父が亡くなりましたが、たくさん借金があるので、相続放棄をしようかと思っています。どのような取扱いになりますか？

A. 民法では、相続があった場合、相続人は**その開始があったことを知った時から3か月以内に**、単純承認、限定承認、又は相続放棄のいずれかを選択しなければなりません。

相続放棄とは、文字どおり相続を放棄することで、プラスの財産もマイナスの財産も一切相続せず、初めから相続人ではなかったとするものです。

相続放棄は、限定承認のように共同相続人の全員がする必要はなく、一人だけでもすることができます。

放棄する場合は、**原則として相続開始があったことを知った日から3か月以内に**家庭裁判所に相続放棄をする旨の申述をしなければなりません。

一度**相続放棄の申述をすると、後で取り消すことができません**ので、よく検討する必要があります。

放棄が成立すると、その相続人は、はじめから相続人でなかったものとして取り扱われますので、相続順位や相続分についてもその者がいないものとして取り扱われます。

ただし、相続税の基礎控除額を計算する場合の法定相続人の数は、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数になります。